

【知的財産権部からのお知らせ】

1. 第三次改正専利法に対する質問募集

第三次改正専利法の施行から約1年が経過し、実務面、運用面における課題が表面化しつつあります。JETRO 北京センターでは、これら課題を解決することを目的として、専利制度Q&Aを作成致します。作成にあたり、以下のとおり、皆様からの質問を募集致します。

質問の対象：

2009年10月1日に施行された改正専利制度及び司法解釈

提出期限：

2010年11月30日（火）

詳細は弊所ウェブサイトをご参照ください。

http://jetro-pkip.org/html/qbshow_BID_1743.html

2. 知財関連無料法律相談のご案内

中国ビジネスを展開する上で大きな障害となっているニセモノや特許権侵害問題、ノウハウ等の流出から現地でのR&D活動・技術ライセンス問題など、知的財産権問題を中心とした法律問題について日本語でご相談に応じます。

実施：ご相談に応じ、調整致します。（原則毎月2回、第2・第4水曜日、14:00～17:00の時間内にて原則1時間程度、先着順。）

場所：天達律師事務所内会議室

北京市朝陽区東三環北路8号 亮馬橋大厦写字楼2座19階

担当：天達律師事務所 張青華 弁護士

費用：無料

守秘義務：ご相談いただいた内容については、一切外部公表致しません。

相談をご希望の方は、必要事項を以下申込先までE-Mailにてお申し込みください。

<必要事項>

- ・ 相談希望日時
- ・ 相談内容（可能な範囲で詳細にご記入ください）
- ・ 相談者（企業名、氏名）
- ・ 相談者連絡先（電話、FAX、E-Mail）

<申込先>

中国日本商会 IPG 事務局 (JETRO 北京センター知識産権部、担当：高村、蔣)

E-Mail : post@jetro-pkip.org

【最新ニュース・クリッピング】

○法律・法規等

1. 新聞出版総署、デジタル産業の発展を目指し法改正を急ぎ (国家知識産権網 2010 年 9 月 20 日)
2. 検察機関の「量刑建議権」が初めて明文化 (法制日報 2010 年 9 月 16 日)
3. 「専利権担保登記弁法」が 10 月 1 日より施行 (国家知識産権網 2010 年 10 月 9 日)
4. 映画放映のネットカフェなどに著作権使用料を徴収 (人民網 2010 年 10 月 15 日)

○中央政府の動き

1. 温家宝総理、知的財産権の保護強化には三つの着眼点 (国家知識産権網 2010 年 9 月 25 日)
2. 国家版權局、大手サイト 15 社を海賊版監視リストに (国家知識産権網 2010 年 9 月 17 日)
3. 新聞出版総署、電子書籍産業の「国家規格」制定へ (人民網 2010 年 10 月 11 日)
4. 温総理、「行政と司法の両分野で知財保護を強化」 (国家知識産権網 2010 年 10 月 8 日)
5. 教育部、大学教師 100 名を表彰、知財管理分野の貢献などで (国家知識産権網 2010 年 10 月 11 日)
6. 国家知識産権局、知財戦略の実施を研究する拠点設立へ (国家知識産権網 2010 年 10 月 11 日)
7. 温家宝総理、知財権侵害を摘発する特別キャンペーンの実施を決定 (新華網 2010 年 10 月 20 日)
8. 国務院、戦略的新興産業の競争力向上を促す決定発布 (中国政府網 2010 年 10 月 20 日)
9. 商務部、108 回広州交易会で宣伝会、知的財産権の保護を PR (商務部公式サイト 2010 年 10 月 18 日)

○地方政府の動き

1. 北京工商局 外商投資企業のために新たな優遇政策 (国家知識産権網 2010 年 9 月 21 日)
2. 広東省、初の企業知的財産権管理基準を発布 (国家知識産権網 2010 年 10 月 9 日)
3. 広東省ハイテク産業開発区連盟が成立 (科技日報 2010 年 10 月 16 日)
4. 南京市、技術イノベーションプロジェクトに奨励金 (国家知識産権網 2010 年 10 月 14 日)
5. 広東省、知的財産権戦略の実施に向け 105 の施策を (国家知識産権網 2010 年 10

月 21 日)

6. 吉林省、外資招致に努力、新興産業への知財による出資をサポート (新華社 2010 年 10 月 19 日)

○司法関連の動き

1. 浙江省高裁、公証証拠の審査と認定で「指導意見」(国家知識産権網 2009 年 9 月 15 日)
2. 福州市裁判所、知的財産権事件の調停員に専門家招聘 (新華網 2010 年 10 月 8 日)
3. 上海の検察当局、万博の知財を侵害する事件などの摘発強化 (国家知識産権網 2010 年 10 月 14 日)
4. 知財控訴裁判所の設立が急務! 知財専門家が呼びかけ (人民網 2010 年 10 月 22 日)

○統計関連

1. 専利権担保融資、全国で総額が 250 億元に (国家知識産権網 2010 年 9 月 30 日)
2. 外国人による専利出願が 100 万件の大台に (国家知識産権網 2010 年 9 月 29 日)
3. 専利出願件数、「来年は中国が日米を抜く」報告書 (新華網 2010 年 10 月 11 日)
4. 2009 年度の知的財産権指数発表、北京がトップ (国家知識産権網 2010 年 10 月 22 日)

○その他知財関連

1. 帰国留学生を対象に起業支援プラン、特許技術を優先支援 (国家知識産権網 2010 年 9 月 21 日)
2. SIPO と USPTO が円卓会議、特許法律で意見交流 (国家知識産権網 2010 年 9 月 20 日)
3. 上半期の新規馳名商標が公表、「SONY」が認定 (中国商標網 2010 年 10 月 8 日)
4. 中国、研究開発への投資額は世界 3 位 (科学与発展網絡 2010 年 10 月 12 日)
5. 中国国際競争力 17 位、社会科学院が発表 (新華網 2010 年 10 月 25 日)

=====

●ニュース本文

○法律・法規等

★★★1. 新聞出版総署、デジタル産業の発展を目指し法改正を急ぎ★★★

インターネット上でデジタル技術により作成したコンテンツを頒布するいわゆるデジタル出版産業の発展促進を目指し、新聞出版総署はこのほど、デジタル出版に係わる法整備を急ぐなどの内容を盛り込んだ「わが国のデジタル出版産業の発展促進に関する若干意見」を發布した。

デジタル産業は生産、管理、製品形態、伝播ルートのいずれもデジタル化されていることが特徴で、国内では現在、主に電子図書、デジタル新聞、デジタル雑誌、デジタル音楽、デジタル地図、オンラインゲーム、携帯小説、携帯ゲームなどが含まれている。「意見」

では、これら産業の発展促進に向け、「出版管理条例」や「インターネット出版管理暫定規定」など法律・法規の改正を急ぐとともに、「携帯メディア出版サービス管理方法」や「データベース出版サービス管理方法」、「インターネット文学出版サービス管理方法」、「オンラインゲーム許認可管理細則」などを作成、発布するなど、デジタル出版産業の規範化を狙いとする法制度の整備が求められている。(国家知識産権網 2010年9月20日)

★★★3. 「専利権担保登記弁法」が10月1日より施行★★★

特許、実用新案、意匠を含めた専利権の活用や資金調達の促進、および権利担保登記手続きの規範化を狙い、専利法、物権法など法律、法規を踏まえて作成された「専利権担保登記弁法」が10月1日より施行された。また、元中国専利局が1996年9月に発布した「専利権担保契約登記管理暫定弁法」は同日廃止された。

国家知識産権局条法司の責任者によると、新「弁法」は専利権の担保登記に係わる管理部門、手続き、要件、登記期限などの内容を明記したもので、元「暫定弁法」に比べて、箇条の数を24条から22条に減らし、「担保契約」であった登記対象を「専利質権」に変更するなど、質権者の権益保障や行政サービスの効率向上、コスト削減に向け、多くの新规定が取り込まれている。たとえば、第11条では「国家知識産権局が専利権担保登記の申請文書を受け取った日から7営業日以内に審査を行い、登記するか否かについて決定を出す」と規定しており、以前の「15日」より時限を大幅に短縮した。また、第15条、16条によると、専利権の担保期間において、放棄、譲渡、許諾使用を表明する質権者の同意文書を質権設定者が提供していない場合、国家知識産権局は放棄、譲渡、許諾契約の登記手続きなどを受け付けないこととなっている。(国家知識産権網 2010年10月9日)

○中央政府の動き

★★★1. 温家宝総理、知的財産権の保護強化には三つの着眼点★★★

國務院の温家宝総理がニューヨークで22日、米企業界、金融界、学術界からの著名人21人と座談会を開き、中米関係の発展や両国の経済貿易の協力について意見やアドバイスを聞いたうえ、中国政府の立場と見方を釈明した。知的財産権の保護に関する質問に対して、温総理は知的財産権の保護を強化するには、制度の整備、イノベーションの奨励、道徳・素養教育の強化の三つの分野に着眼しなければならないと指摘した。

中米関係について温総理は、「相違点より共通利益が遥かに大きい。双方が対話や協力を通じて二国間関係における問題を解決するべきだ」との考えを示し、さらに中国政府は内需の拡大、知的財産権の保護、持続可能な発展の促進を国家戦略に位置づけており、外資系企業の中国進出を歓迎すると表明した。温総理はまた、ビル・ゲイツ氏の知的財産権保護についての質問に、「私はかつて技術者たちに、『ソフトウェアというものは人間の脳と市場の結合品だ。他人の脳により創造されたものがテーブルの上に置かれていたとしても、許可がなければ閲覧してはいけない』と話したことがある」と素直に述べ、中国政府が▽制度の整備▽イノベーションの奨励▽道徳と素養教育の強化の三つの分野に着眼して知的財産権の保護強化に取り組んでいることを説明した。(国家知識産権網 2010年9月25日)

★★★2. 国家版權局、大手サイト15社を海賊版監視リストに★★★

新浪、搜狐、百度を含む大手動画配信サイト15社が9月15日から、国家版權局の「海

「盗版自主検閲監視管理リスト」に盛り込まれたことがわかった。これらサイトは配信内容の著作権状況を自主的に検閲し、著作権を未取得または権利の状況が明らかではないコンテンツは削除、またはリンクを遮断することが要求された。15日に開催された「動画サイト自主検閲監督管理活動会議」で明らかになった。

国家著作権局管理司の王自強司長が監視リストの作成を受け、中国の著作権保護の環境は根本的な改善を見せておらず、権利侵害や海賊版が普遍的に存在し、特にコンピューターソフトウェアとインターネットは権利侵害のもっとも深刻な二つの分野であると指摘した。

国家著作権局が15日出した通達で、監視リストに編入されたウェブサイト各社に対して、自ら検閲を行い、許諾なしまたは許諾状況が不明なコンテンツを適時に削除したりリンクを遮断したりするなどの措置を講じるよう求めている。所定の期限で自己検閲を完成しておらず、依然として権利侵害の問題が存在するものは国家著作権局が調査を行い、法的措置を取るようになる。王司長によると、動画コンテンツがインターネット上の権利侵害の主要分野で、特に▽合法サイトによる不当な掲載▽国外などにサーバーを置く不法サイトによる権利侵害▽個人ユーザーによる無断転載の三つの問題が目立っている。王司長は監視リスクに盛り込まれた15サイトの動画コンテンツ市場でのシェアは80%を超えるもので、これらのサイトの自律でインターネット全体の著作権保護環境の改善が期待できるとし、リストに盛り込まれていないネット企業に対しても、積極的な行動で著作権管理制度を確立し、侵害行為を避けるよう呼びかけた。

国家著作権局、公安部、工業信息化部は、2005年から5回にわたって著作権保護活動を実施し、計2621件の著作権侵害案件を摘発、1198の違法サイトを検挙した。今回の活動は、2010年7月に発表した海賊版インターネット作品の撲滅キャンペーンの重要な一環となる。

15社は、「優酷網」、「土豆網」、「百度視頻」、「酷6網」、「樂視網」、「悠視網」、「迅雷看看」、「新浪網」、「搜狐網」、「無線視頻」、「激動網」、「PPS網絡電視」、「verycd網」、「騰訊網」。(国家知識産権網 2010年9月17日)

★★★4. 温総理、「行政と司法の両分野で知財保護を強化」★★★

国務院の温家宝総理は7日イタリアのベルルスコーニ首相とともに、中国、イタリア両国の企業家を対象にローマで開かれた座談会に出席し、注目を集めている中国の市場環境関連の問題について改めて中国政府の立場を釈明した。

温総理は「中国は外国の資金、技術、経験の導入に重点を置き、引き続き改革開放政策を堅持していく」と指摘したうえで、イタリア企業による中国投資について「50億米ドルの投資総額は両国関係の地位に相応しくなく、中国はイタリア企業の投資を歓迎する。中国に安定的な政治環境、社会環境を有し、インフラも整備されており、外資誘致をめぐる法律・制度も整備されつつある」とイタリア企業の中国進出に期待感を示した。

知的財産権の保護について、温総理は、「今、世界の競争は結局知的財産権の競争で、中国は行政と司法の両分野で知的財産権の保護を強化している」と指摘し、「われわれの企業と技術者たちに、『知的財産権を保護することは高尚な社会道徳だ。テーブルの上に置かれている他人のものに対しては、許可がなければ剽窃は勿論、見ることもしないようにしてほしい』と常に話している」と語った。(国家知識産権網 2010年10月8日)

★★★5. 教育部、大学教師100名を表彰、知財管理分野の貢献などで★★★

全国の大学から選定された大学教師100名が、科学技術賞の選定作業や知的財産権管理

活動における優秀な業績が称えられ、教育部の表彰を受けたことがわかった。受賞した教師たちはいずれも、科学技術の管理レベルの向上や管理人材の育成で輝かしい成果を挙げた。

教育部は 1985 年に国内大学の優秀な研究成果を報奨する科学技術賞を設立し、今年までに 25 回の選定が行われてきた。受賞成果のうち多くが国の科学技術賞も受賞している。各大学の関係管理部門と担当者が今までの選定作業で重要な役割を果たし、各大学ないし中国のイノベーション能力の向上に重要な貢献をしてきた。これらの管理部門と担当者による取組を褒め称えるために、今回の表彰が決定されたという。(国家知識産権網 2010 年 10 月 11 日)

★★★6. 国家知識産権局、知財戦略の実施を研究する拠点設立へ★★★

中国の知的財産権事業の急速な発展に適応し、国の知的財産権戦略の効果的な実施を進める狙いで、国家知識産権局はこのほど、中南財經政法大学と北京大学で国の知的財産権戦略の実施をめぐる課題の研究に携わる拠点を設立することを決定した。

研究拠点では戦略研究、政策論証、実証調査、情報サービスなどを主要な研究範囲として、国の知的財産権戦略の実施をめぐる、実務上の需要を踏まえて、毎年作成実施される知的財産権戦略推進計画に合わせて関連サービスを行うほか、国内の知的財産権戦略研究分野の優秀な研究機構、人材などを統合し、国家レベルの戦略的研究に取り組むとともに、国際上の知的財産権発展状況を見極めながら、知的財産権戦略の実施に係る政策、方針の作成に建言することになっている。(国家知識産権網 2010 年 10 月 11 日)

○地方政府の動き

★★★1. 北京工商局 外資系企業のために新たな優遇政策★★★

北京市工商局はこのほど、外資系企業の北京投資に関する新政策を発表した。それによると、外資系企業名の登記条件、外資系企業の市場参入、年度監査、監視管理など 17 方面で、外資系企業を支援・奨励する措置を打ち出した。

そのなかで商標の保護においては、外資系企業のために▽北京市著名商標の認定▽「傍名牌」行為の取締り▽不正競争行為、商業秘密侵害行為、会社名義盗用などの違法行為の摘発と処分——などの面で支援を提供する。

このほか、外資系企業名の登記条件が緩和され、外国(地域)出資企業の商号を使用する外商独資企業、外国側の持ち株率が高い外資系企業に対し、登録資本金 3000 万元以上で、かつ現代サービス業やハイテク産業に従事する企業は、社名に「中国」の文字使用が許可されることになった。それまで社名に「中国」が使えるのは、登録資本金 5000 万元以上の企業だった。(国家知識産権網 2010 年 9 月 21 日)

★★★2. 広東省、初の企業知的財産権管理基準を発布★★★

広東省質量技術監督局がこのほど発布した「創新知識企業知的財産権管理通用規範」が 10 月 1 日、正式に施行された。広東省初の企業を対象とする知的財産権管理基準で、企業による知的財産権管理の一般原則と方針、策略やその管理状況を評価する基準が組み込まれており、企業による知的財産権管理の改善や知的財産権制度の活用で行動指南としての役割を果たすのが期待されている。

「規範」は広東省知的財産権局と香港生産力促進局が提携して 6 年にわたり研究を重ねて共同作成したもので、国と省の知的財産権戦略の実施に向けた重要な取り組みである。

「規範」では知的財産権の創造、運用、保護、管理をめぐって、▽発明と創造、▽知的財産権の商品化と産業化、▽知的財産権の資本化、▽知的財産権管理システムの四つの面で企業の知的財産権管理状況を評価する38項の管理基準を確立している。基準に達成した企業には「創新知識企業」の称号を与える。また、企業は「規範」の定めた評価体制に照らして自社の知的財産権管理状況を自ら評価することもできる。(国家知識産権網 2010年10月9日)

★★★4. 南京市、技術イノベーションプロジェクトに奨励金★★★

南京市はこのほど、市の奨励金を受ける技術イノベーションプロジェクトのリストを公表した。イノベーションプラットフォームの整備や研究開発機構の建設、重点産業の支持などのプロジェクトで、大学、研究機構、企業を含めた100余の受賞対象に総額2億4720万円の奨励金が支給された。

南京市は今年3月、「科学技術のイノベーションと産業のモデルチェンジを推進し、革新型経済を発展するための行動計画」を発表したうえで、技術イノベーションを奨励する20の施策を打ち出した。今回の奨励金支給はこれら政策実施の一環で、▽イノベーションプラットフォームの整備、▽重点奨励産業、▽情報化と工業化の整備とモノのインターネットの実用化、▽自主的知的財産権を有する製品の開発、▽技術イノベーション産業基地、▽技術成果の実用化——などを中心に選定が行われた。南京市は今後、イノベーションに励む研究者を激励するために、所轄の各区や開発区との協働を強化して、イノベーション奨励施策の実施徹底を推し進めることにしている。(国家知識産権網 2010年10月14日)

○司法関連の動き

★★★1. 浙江省高裁、公証証拠の審査と認定で「指導意見」★★★

浙江省高级人民法院(高等裁判所)はこのほど、瑕疵と争議の存在する公証証拠の審査と認定を指導するための「知的財産権民事訴訟における公証証拠の審査と認定に関する指導意見」を公布した。

「指導意見」は14条で、▽取得手続きに瑕疵のある公証証拠は、関連手続き規定の立法趣旨や瑕疵が証拠の真実性に影響を与えるものか否か等を考慮してその証拠力を判断する▽証拠である実物の間、公証証書の間、それに実物と証書の間には矛盾があるものはその真実性を認めない▽証書の記述が不完全であるものは証書の内容と事実の関連度などを考慮してその証拠力を判断する▽公証証書に書き間違いやページ抜けなどが存在する場合、公証機関に補正してもらう上、関連の作業記録などを参照して判断を行う——などと明記している。

浙江省高裁はまた、「指導意見」の作成に向け行われた、証拠の公証業務に対する調査研究作業で見つかった問題点について、省司法庁と省公証協会に、公証機構の業務行為の規範化や、公証業界への監視・指導の強化を提案する司法建議を提示した。(国家知識産権網 2009年9月15日)

★★★3. 上海の検察当局、万博の知財を侵害する事件などの摘発強化★★★

上海市の検察当局が今年5月から、上海万国博覧会の順調な開催を保障するための特別行動を展開しており、すでに上海万博に係わる刑事事件29件、被疑者61人を起訴したことがわかった。このうち、上海万博の所有する知的財産権を侵害したまたは公務執行妨害

の疑いで16事件23人が起訴された。

検察当局の関係者によると、万博の知的財産権を侵害する疑いで摘発されたのはほとんどが他の地方からの無職者で、その主な手口は、浙江省の義烏市や上海市の卸問屋市場から入荷した模倣品を、会場での露店や電話、インターネットによる通販などの方式で販売するという。このうち、上海市長寧区検察院が起訴した、万博商品の模倣品を販売した刑事事件で、被疑者が上海万博の記念金貨と銀貨24セットを販売し、取引額が17万円に上った。(国家知識産権網 2010年10月14日)

○統計関連

★★★1. 専利権担保融資、全国で総額が250億元に★★★

特許、実用新案、意匠を含めた専利権担保融資のパイロット作業で目覚ましい成果をあげており、すでに商業銀行24社と担保機関16社がおよそ2000件の担保融資を提供し、金額にして約250億元となっていることがわかった。

国家知識産権局の専利管理司の責任者によると、知的財産権担保融資のパイロット作業は国の知的財産権戦略を徹底し、知的財産権の運用と企業のイノベーションを促進する上の重要施策で、中小企業の資金繰り問題の解決に寄与することも期待されている。2008年12月に発足して以来、全国の16都市で相次いで展開されてきた。現在ではすでに商業銀行24社と担保機関16社がおよそ2000件の担保融資を提供し、金額にして約250億元だった。このうち、今年1月から8月に504件の専利権をめぐって担保融資77件が実施され、融資総額は40億元となっている。(国家知識産権網 2010年9月30日)

★★★2. 外国人による専利出願が100万件の大台に★★★

中国の知的財産権の保護環境が改善している中、外国人による専利(特許、実用新案、意匠を含む)出願件数も快速な増加を見せ、2010年9月9日時点の外国専利出願の累計件数は特許が86万5千件、実用新案が1万6千件、意匠が12万1千件、合わせて100万2千件に達したことがわかった。

国別に見れば、出願件数が最も多い国は日本で36万1千件、次いで米国が24万2千件、ドイツが8万9千件、韓国が8万1千件となっている。5位から11位はそれぞれ、フランスが3万7千件、オランダが3万5千件、スイスが2万7千件、英国が2万2千件、スウェーデンが1万7千件、イタリアが1万6千件、フィンランドが1万件であった。これらの国家による出願件数は全体の9割以上を占めている。また、外国専利出願のうち、およそ9割が特許出願で、企業による出願が全体の95.3%を占めていることもわかった。一方、専利登録の累計件数は49万1千件であった。

関係者によると、中国の専利法が実施された後、外国人による専利出願が50万件の大台に乗るのは20数年かかったが、その後の5年間で100万件の大台を突破した。今年1月から8月の外国専利出願は前年の同じ時期より12.9%増加した。(国家知識産権網 2010年9月29日)

★★★4. 2009年度の知的財産権指数発表、北京がトップ★★★

国内31の省、直轄市、自治区の知的財産権発展状況を156の指標をもって評価、分析する結果をまとめた「中国知的財産権指数報告書」が10月20日、北京で発表された。総合指数トップ10はそれぞれ北京、上海、広東、江蘇、浙江、天津、山東、遼寧、重慶、福建で、重慶を除いて全部は東部の地域で、東部地区の知的財産権総合力が最も強いこと

がわかった。

去年の発表したリストと比べて上位3位の地域では、広東省が1位から3位に、上海が同じ2位、北京が3位から1位にと順位が大きく変わった。4位から8位の5地域は去年とは変化がなく、9位だった福建が今年に重慶に追い抜かれ、10位となった。また、上位10位の地域のうち9地域が東部に、11位から20位のうち7地域が中部に、21位から31位のうち7地域が西部にあり、東部、中部、西部の知的財産権総合力が階段型の分布をしていることもわかった。

「報告書」は中国知的財産権指数研究グループを中心に、国内外の法学界、知的財産権界の有識者らが共同で作成したもので、政府や企業、研究機関、公衆が意思決定、研究などを行う上の重要な参考となることが期待されている。(国家知識産権網 2010年10月22日)

○その他知財関連

★★★1. 留学帰国者を対象に起業支援プラン、特許技術を優先支援★★★

最近の中国で、「海帰」と呼ばれる海外留学帰国者が力を発揮する場が増えている。特許など知的財産権を有する留学帰国者は起業支援のほか、国内での特許出願も補助を受けることができるようになっている。留学帰国者の起業を支援する「中国留学帰国者起業支援プラン」がこのほど始動した。

留学帰国者が国内でハイテク企業を設立するのを奨励する狙いで実施された重要なプロジェクトで、中国の自主的イノベーション力の向上や産業構造の改善を促すのが期待されている。同プランでは、特許など知的財産権を有し、革新的技術で市場潜在力を持つものを重点支援対象とし、毎年を選定を行い補助することになっている。今年は第一陣として遺伝子作物関連技術など34項目が入選し、それぞれ20万円か50万円の資金補助を与えられている。支援対象となる業界については、国内で発展が急がれる電子情報、バイオ医薬、新材料・新エネルギーをはじめとする戦略的・新興ハイテク産業や金融、物流など現代的サービス産業が優先的に支援を受けることとなっている。

彼ら「海帰」が、現代中国の新たな動力として活躍することが期待されている。(国家知識産権網 2010年9月21日)

★★★2. SIPOとUSPTOが円卓会議、特許法律で意見交流★★★

中国の国家知識産権局(SIPO)と米国特許商標庁(USPTO)が共催する、両国の特許関連法律について業界関係者が意見交流する円卓会議が9月13日、北京で開かれた。参会者たちは、中国の新「専利法」およびその実施細則、意匠と実用新案の出願手続き、特許の出願手続き、米国の特許法執行システムなどのテーマについて討議し、意見を交わした。

SIPOの国際協力担当の責任者が会議の席上で、特許は両国が特に関心を寄せている焦点課題で、さまざまな分野に係わる問題でもあり、多くの問題の解決で双方の提携が必要不可欠だと指摘し、相互尊重、平等を前提に交流を進めれば、必ず問題の解決と共同の発展を実現できるであろうとの考えを示した。USPTOの顧問弁護士も専利法の改正でSIPOの行った活動を賞賛し、SIPOとの協力を一貫として重視しているとし、双方による交流と協力がさらに強化されることを望むと表明した。(国家知識産権網 2010年9月20日)

=====
中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京センター知的財産権部

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公楼 7003 郵編 100022

TEL : +86-10-6528-2781, FAX : +86-10-6528-2782

E-mail : post@jetro-pkip.org

発行人 : JETRO 北京センター知的財産権部 部長 谷山 稔男

=====
※国家知識産権網に掲載された記事を翻訳し本メールマガジンで送信することに関して、著作権者である国家知識産権局（SIPO）より許諾を得ております。

※本メールマガジンの新規配信・アドレス変更・停止につきましては、お手数ですが以下にアクセスして、ご自身でご登録頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

新規配信 <https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3590>

変更・停止 <http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

=====
Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved